

## 特定非営利活動法人グローバルリーダーシップ・アソシエーション評議員会要綱

2009年（平成21年）10月1日（実施）

改正平成30年6月23日理事会（未施行）

改正2021年6月24日理事会

### 第1条（評議員会）

- (1) 特定非営利活動法人グローバルリーダーシップ・アソシエーション細則に基づき、この法人に有識者からなる評議員会をおく。
- (2) 評議員会は、評議員により構成する。

### 第2条（評議員の選任及び委嘱）

評議員の委嘱は、他の評議員又は理事の推薦に基づき、理事会の議決又は書面若しくは電磁的方法（電子メールを含む）による理事総数の過半数の同意によって決定した候補者に対して、理事長がこれを行う。

### 第3条（評議の職務）

評議員は、この法人の活動状況および活動計画について理事から報告を受け、その活動について意見を述べるものとする。

### 第4条（評議員会の開催）

- (1) 理事長は、評議員又は理事からの求めがあったときは、前条の職務を円滑に行使するため、電磁的方法その他の適切な方法により、適宜評議員会を開催するものとする。
- (2) 評議員は、代理人を評議会に出席させることができる。
- (3) 評議員会の議長は、当法人の評議員又は理事の推薦に基づき、出席した評議員の中から選出する。

### 第5条（会議以外の方式）

前条の定めにかかわらず、評議員の意見は、この法人の理事との個別面談その他の適切な方法で集約することができる。

- (2) 前項の方法で集約された評議員の意見は、評議委員会において報告するものとする。

### 第6条（評議員の任期等）

- (1) 評議員の任期は2年とする。ただし、退任の申し出がない場合は2年延長し、以後この例にならう。
- (2) 評議員はいつでも退任を申し出ることができる。この場合は、評議員は後任の評議

員を推薦することができる。

(3) 理事長は、この法人の定例理事会の開催前又は役員の任期が終了する前に、評議員に継続の意思を確認するものとする。

#### 第7条（改正）

この要綱の改正は、理事会の議決又は書面若しくは電磁的方法（電子メールを含む）による理事総数の過半数の同意によって行う。

#### 第8条（その他）

この要綱に定めのない事項には、この法人の定款の規定を準用する。

#### 附則

この要綱は2009年10月1日より実施する。

#### 附則

1. この改正は、2021年7月1日より実施する。